

日向市スポーツ協会規約(抄)

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興とアマチュアスポーツ精神の確立を図ること。
- (2) 加盟団体の育成強化と相互の連絡調整を図ること。
- (3) 体育大会、競技会、講習会等スポーツ各種行事の実施及び援助
- (4) スポーツ施設の整備促進
- (5) スポーツの普及啓発及び体力向上に関すること。
- (6) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (7) その他、本会目的達成に必要な事業

日向市スポーツ協会表彰規定(抜粋)

(スポーツ功労賞)

第2条 スポーツ功労賞は、日向市スポーツ協会規約第3条の事業に多年にわたり特に功績
顕著な者の他、本市におけるスポーツの健全なる普及振興に寄与した者に対して、日
向市スポーツ協会がこれを行う。

(スポーツ優秀賞)

第3条 スポーツ優秀賞は、スポーツ競技において、九州大会以上の大会において、抜群の
成績をあげた者及び団体に対して、これを行う。

(スポーツ特別賞)

第4条 スポーツ特別賞は、本市在住者または出身者で、全国的規模の大会において優秀な
成績をおさめ、本市のスポーツ振興に顕著な功績があった者に対して、これを行う。

(被表彰者)

第5条 功労賞は、競技団体の役員として15年以上貢献した者で、概ね50歳以上である
こと。ただし、日向市スポーツ協会表彰選考委員会（以下「選考委員会」とする。）で
承認を得た場合、15年未満のものや企業・団体及び個人などの支援等による功績に
も感謝状を贈ることができる。

原則として、各競技団体の功労賞推薦枠は年間に1名とする。ただし、特別な事情
があり、選考委員会で承認を得た場合は、この限りではない。

スポーツ少年団の指導者については、日向市スポーツ協会の表彰対象外とし、スポ
ーツ少年団本部の表彰で行うこととする。

県レベル以上の同趣旨の表彰を受賞している場合は、この表彰の対象としない。

優秀賞は、当年度に九州大会以上のスポーツ競技において、優勝又は準優勝した者
及び団体に贈る。

特別賞は、本市出身で各競技のトップリーグ以上にて活躍し、優秀な成績をおさめ
た者に対して贈る。

(以下、略)